

さいたま市告示第 1590 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 5 第 1 項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）の全てを確知することができないので、法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 講ずべき支障の除去等の措置

さいたま市岩槻区大字平林寺 97 番 1 に設置している産業廃棄物焼却施設及びその付帯設備に残置等されているばいじん等の飛散、流出を防止する措置を講ずること。

2 支障の除去等の措置を講ずべき期限

令和 7 年 11 月 25 日

3 さいたま市長による代執行

処分者等が 2 の期限までに 1 の支障の除去等の措置を講じないときは、法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づき、さいたま市長が当該措置を講じ、及び同条第 2 項の規定に基づき、当該措置に要した費用を処分者等から徴収する。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課監視係

(2) 電話 048（829）1609